

2026年度グッドデザイン・ロングライフデザイン賞開催要綱

この「グッドデザイン・ロングライフデザイン賞開催要綱」は、グッドデザイン・ロングライフデザイン賞事業の基本的な事項を定めたものです。

この要綱に基づき、以下の要領を定めています。

- ・グッドデザイン・ロングライフデザイン賞応募要領
- ・グッドデザイン・ロングライフデザイン賞審査要領
- ・グッドデザイン賞受賞展開催要領
- ・Gマーク使用要領

1 グッドデザイン・ロングライフデザイン賞とは

公益財団法人日本デザイン振興会が主催するグッドデザイン・ロングライフデザイン賞（以下「ロングライフデザイン賞」）は、長年にわたりその機能と価値が広く認められ、将来においてもそれらを発揮し続けることが望まれるデザインを顕彰する活動です。

2 ロングライフデザイン賞の理念

ロングライフデザイン賞は、良質で普遍性の高いデザインの普及を通じて、豊かな生活環境を創造することを支援し、社会の望ましい持続性を達成することに貢献します。

賞の決定に際しては以下の観点を重視するものとします。

- 革新性** 新しい機能や役割をもたらしたか
- 信頼性** 人々から支持され信頼を得ているか
- 普遍性** スタンダードとしての価値を有しているか
- 規範性** 次の時代やデザインのモデルとなったか
- 将来性** これから先の社会に与える影響や効果が適正であるか

3 ロングライフデザイン賞の活動

ロングライフデザイン賞は以下の活動から構成されます。

- ・**発見**：審査を通じて、生活や社会の基礎を構築することに寄与してきたデザインを発見する活動。
- ・**共有**：ロングライフデザイン賞を発表・顕彰し、社会へ訴求する活動。
- ・**創造**：賞の成果を通じて、生活・社会の発展に寄与する活動。

4 ロングライフデザイン賞への応募

ロングライフデザイン賞は応募者からの応募に基づき実施されます。これは、一般者及びロングライフデザイン賞とグッドデザイン賞の審査委員による推薦を通じた応募を対象に含めます。応募の詳細は「グッドデザイン・ロングライフデザイン賞応募要領」に定めます。

5 ロングライフデザイン賞審査委員会

主催者は、賞の趣旨を理解しデザインへの知見を有する有識者からなるロングライフデザイン賞審査委員会を設置し、審査を託します。審査委員会は全ての賞を確定する権限を有します。

審査委員はロングライフデザイン賞のウェブサイト等に記載します。

6 ロングライフデザイン賞の審査

ロングライフデザイン賞の審査は、応募者から提示された情報をもとに行う「一次審査」と、応募対象の現品等をもとに行う「二次審査」によって実施します。二次審査を通過し主催者による発表を経て、応募対象はロングライフデザイン賞受賞となり、応募者は受賞者となります。

受賞対象に特に優れているものがある場合は、審査委員会の判断により「ロングライフデザイン特別賞」等が設けられることがあります。

7 ロングライフデザイン賞の発表

主催者は、当該年度のロングライフデザイン賞を受賞発表日に公表します。当日はプレスリリースを行うとともに、グッドデザイン賞のウェブサイトを通じて受賞結果を公開します。受賞者はこの発表日をもって受賞結果を公表することができます。

8 グッドデザイン賞受賞展「グッドデザインエキシビション」の開催

主催者は、全てのロングライフデザイン賞受賞対象を広く社会に向けて紹介する受賞展「グッドデザインエキシビション」を開催します。

全てのロングライフデザイン賞受賞者は、この展示会に受賞対象を出展することとします。

詳細は「グッドデザイン賞受賞展開催要領」に定めます。

9 ロングライフデザイン賞の表彰

主催者は、全てのロングライフデザイン賞受賞対象に表彰状とトロフィーを贈呈します。

10 グッドデザイン賞受賞年鑑の発刊

主催者は、全てのロングライフデザイン賞受賞対象を収録した受賞年鑑を、当該年度末に発刊します。

11 ロングライフデザイン賞の広報活動

主催者は、受賞対象を通じて生活者、産業界へデザインへの理解を深める広報活動や、受賞対象の販路拡大等を支援する活動を幅広く展開します。

12 「Gマーク（ロングライフデザイン賞専用ロゴマーク）」の使用

ロングライフデザイン賞受賞対象は、受賞の証である商標「Gマーク（ロングライフデザイン賞専用ロゴマーク）」を使用して広報活動や販売促進活動を展開することができます。

詳細は「Gマーク使用要領」に定めます。

13 ロングライフデザイン賞にかかる費用

ロングライフデザイン賞の審査料、展示出展料、受賞年鑑掲載料およびGマーク（ロングライフデザイン賞専用ロゴマーク）使用料は無料です。

審査時における、搬入出に伴う物品の移動、応募関係者の移動、資料製作などの実費のほか、受賞プロモーション等の実施に関わる同様の実費については、応募者（受賞者）の負担が必要となります。

14 情報の公開

主催者は、ロングライフデザイン賞の応募者から提供された情報のうち、予め指定する情報を、ロングライフデザイン賞の広報のために使用することがあります。また審査終了後、全ての受賞対象について「優れている理由」を公開します。なお、主催者と審査委員会は、受賞に至らなかった対象を含めて、個別の審査内容に関する情報の開示請求には対応しません。

詳細には「グッドデザイン・ロングライフデザイン賞応募要領」に定めます。

15 応募対象情報の守秘義務

主催者、審査委員及び審査会等業務の関係者は、応募対象についての非公開情報や審査等を通じて得られた秘密情報について守秘義務を負います。

16 応募者の責任に帰する事項

ロングライフデザイン賞の応募対象に関する意匠権等の知的財産権、品質、性能、安全性等の要件及びその販売、施工等に関して生じた問題の責任については、応募者が負うものとし、主催者はその一切の責任を負いません。ロングライフデザイン賞への応募により、応募者、受賞者あるいはその他の第三者の間で生じた紛争については、主催者はその一切の責任を負いません。

17 応募の取り下げ及び失格

応募者は、応募の確定後であっても、「グッドデザイン・ロングライフデザイン賞応募要領」に定める期限までは応募を取り下げることができます。

なお、応募者が「グッドデザイン・ロングライフデザイン賞開催要綱」「グッドデザイン・ロングライフデザイン賞応募要領」に定める事項に違反した場合、主催者はその応募を失格とします。

18 受賞の取り消し

ロングライフデザイン賞の受賞者が、受賞発表後に「グッドデザイン・ロングライフデザイン賞開催要綱」「グッドデザイン・ロングライフデザイン賞応募要領」「グッドデザイン賞受賞展開催要領」及び「Gマーク使用要領」に定める事項に違反した場合、主催者はその受賞を取り消すことができます。

また、ロングライフデザイン賞の受賞対象について、下記のような事実が判明した場合、主催者はその受賞を取り消すことができます。

- a) 受賞対象が、その機能的欠陥等から社会的に著しい損害を与えた場合。
- b) 受賞対象が、他者の意匠権等の知的財産権を侵害していると公に認められた場合。
- c) 受賞者及び受賞対象に暴力団等の反社会的勢力に関係する個人、法人及び団体等が関連している場合。

19 主催ならびに後援

主催：公益財団法人日本デザイン振興会

後援は、本事業に賛同する省庁・団体等から各年度得ることとします。詳細はグッドデザイン賞のウェブサイト等に記載します。

附則

1. この要綱は令和8(2026)年4月1日より施行する。
2. この要綱は振興会が必要と認めた場合に改定する。